

## 修繕積立金の管理, 運用に関する協定

設定 平成 6 年 5 月 22 日  
改正 平成 14 年 5 月 12 日

(目 的)

第 1 条 この協定は, 霧が丘グリーンタウン第四住宅管理組合同規約 第 16 条第 2 項により, 組合員から納付された修繕積立金と駐車場経営細則第 17 条により駐車料金から繰り入れられた修繕積立金の管理, 運用に関し, 必要な事項を定めることを目的とする。

(性 格)

第 2 条 この協定は, 「建物の区分所有等に関する法律」(昭和 37 年法律第 69 号) 第 65 条の規定に基づく「規約」とする。

(流用の禁止)

第 3 条 修繕積立金は, 次の各号に掲げる費用に充当する場合以外の目的に流用することはできない。

- 一 一定年数の経過毎に計画的に行う修繕
- 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
- 三 敷地及び共有部分等の変更又は処分
- 四 その他, 敷地及び共有部分等の管理に関し, 区分所有者全体の利益の為に特別に必要な管理
- 五 前各号の費用に充当するため, 借入を行った際の返済金及び借入に必要な保証料等の必要経費

(経 理)

第 4 条 修繕積立金は, 組合費とは区分して経理しなければならない。

